

(第109期定時株主総会招集ご通知添付書類)

第109期報告書

(平成28年4月1日から
平成29年3月31日まで)

事 業 報 告
連 結 貸 借 対 照 表
連 結 損 益 計 算 書
連 結 株 主 資 本 等 変 動 計 算 書
連 結 注 記 表
貸 借 対 照 表
損 益 計 算 書
株 主 資 本 等 変 動 計 算 書
個 別 注 記 表
連 結 計 算 書 類 に 係 る 会 計 監 査 報 告
計 算 書 類 に 係 る 会 計 監 査 報 告
監 査 等 委 員 会 の 監 査 報 告

事業報告

(平成28年4月1日から
平成29年3月31日まで)

1. 企業集団の現況

(1) 当事業年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当連結会計年度における我が国経済は、さまざまな経済政策による効果を背景に、企業業績や雇用・所得情勢が改善し緩やかな回復基調で推移した一方、世界経済は、中国や新興国の経済成長の鈍化による減速傾向のほか、英国のEU離脱や米国新政権の政策動向などの影響から先行きが不透明な状況が続いております。

機械・プラント事業は、OPECの協調減産による原油価格下支えを狙った動きや、中国・インド等の新興国主導によるLNG取引量の伸びが見られるものの、依然として大型タンク新增設等、石油・ガス関連設備投資の活性化には至らず厳しい状況が継続しております。

物流システム事業では、少子高齢化の進行による人手不足を背景に物流現場の自動化のニーズが高まっており、特にネット通販市場は引き続き高い成長が見込まれます。また、航空需要の増加による空港施設等の増改築や情報システムリニューアル案件が増加するなど、物流システム需要は拡大基調にあります。

このような事業環境下、当連結会計年度の売上高は物流システム事業で増収となったものの、機械・プラント事業で新設案件が減少したことなどにより419億32百万円（前連結会計年度比10.0%減）、営業利益は、物流システム事業が堅調な事業環境を背景に増益となったことなどにより30億80百万円（同1.9%増）、経常利益は34億41百万円（同6.6%増）、親会社株主に帰属する当期純利益は旧日本社の土地及び建物を譲渡したことに伴う特別利益が発生したこと等により37億46百万円（同96.5%増）となりました。また受注高につきましては、373億95百万円（同10.8%増）となりました。

セグメントの業績は次の通りであります。

・機械・プラント事業

不透明な市場環境により設備投資計画が延期されるなど、タンク新增設案件が限られるなか、受注領域を広げた積極的な営業展開を図ってまいりましたが、大型案件の受注には至らず、またメンテナンス分野でも一段と競争が激しくなるなど、厳しい事業環境となっております。

この結果、当事業の売上高は138億52百万円（前連結会計年度比39.2%減）、営業利益は6億33百万円（同67.0%減）、受注高は81億82百万円（同34.0%減）となりました。

・物流システム事業

物流システムの需要が拡大基調にあるなか、主にネット通販業や小売業向けの新設案件と生協向け設備案件を中心に売上計上されました。利益面でも、売上高の増加に加え、中期経営計画における重点施策を着実に遂行したことによるコスト低減により、大幅な改善が進みました。

この結果、当事業の売上高は217億11百万円（前連結会計年度比26.2%増）、営業利益は19億81百万円（同196.9%増）、受注高は284億86百万円（同45.3%増）となりました。

・その他

上記に属さないその他の事業は、それぞれの事業特性に応じ業績の向上に注力した結果、売上高は63億68百万円（前連結会計年度比3.2%減）、営業利益は9億58百万円（同12.0%増）、受注高は7億26百万円（同58.4%減）となりました。

② セグメント別売上高

セグメントの名称	金額	構成比
機械・プラント事業	13,852 百万円 (5,014)	33.0 % (12.0)
物流システム事業	21,711 (230)	51.8 (0.5)
報告セグメント計	35,563 (5,244)	84.8 (12.5)
そ の 他	6,368 (44)	15.2 (0.1)
合 計	41,932 (5,289)	100.0 (12.6)

注：（ ）内は内数であり海外売上高及び海外売上高構成比率を表わしております。

③ 設備投資の状況

1. 当連結会計年度中に完成した主要設備
トーヨーカネツ株式会社
本社移転計画に基づく新本社の取得
2. 当連結会計年度中において継続中の主要設備の新設、拡充
該当事項はありません。
3. 重要な固定資産の売却、撤去、滅失
生産能力に重要な影響を及ぼす固定資産の売却、撤去、滅失等はありません。

④ 資金調達の状況

当連結会計年度中、特記すべき資金調達はありません。

なお、運転資金に充当するため、平成29年4月に銀行借入により42億40百万円を調達しております。

(2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

(単位：百万円)

区 分	第106期 平成25年度	第107期 平成26年度	第108期 平成27年度	第109期 (当連結会計年度) 平成28年度
受 注 高 (うち海外受注高)	46,547 (20,190)	31,205 (5,002)	33,741 (3,847)	37,395 (491)
売 上 高 (うち海外売上高)	48,395 (11,252)	52,457 (15,698)	46,572 (10,401)	41,932 (5,289)
経 常 利 益	4,776	3,891	3,227	3,441
親会社株主に帰属 する当期純利益	2,879	3,019	1,906	3,746
1株当たり当期純利益	24円18銭	26円08銭	17円45銭	37円38銭
総 資 産	54,515	55,928	51,368	53,228
純 資 産	33,789	36,580	34,376	35,481
1株当たり純資産額	282円18銭	315円91銭	333円91銭	370円20銭

- 注：1. 第107期より、「退職給付に関する会計基準」（企業会計基準第26号 平成24年5月17日）第35項本文及び「退職給付に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第25号 平成27年3月26日）第67項本文を適用しております。
2. 第108期より、「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号 平成25年9月13日）、「連結財務諸表に関する会計基準」（企業会計基準第22号 平成25年9月13日）及び「事業分離等に関する会計基準」（企業会計基準第7号 平成25年9月13日）を適用しております。
3. 第109期より、「平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱い」（実務対応報告第32号 平成28年6月17日）及び「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第26号 平成28年3月28日）を適用しております。

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

- ① 重要な親会社の状況
該当事項はありません。
- ② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の 出資比率	主要な事業内容
	百万円	%	
トーヨーカネツソリューションズ(株)	400	100.0	物流システム機器の製造・販売及びメンテナンス
ト ー ヨ ー コ ー ケ ン (株)	90	100.0	産業用設備機器の製造及び販売
トーヨーカネツビルテック(株)	50	100.0	各種建築物の設計及び建築
トーヨーカネツインドネシア社	千米ドル 2,000	100.0 (5.0)	貯蔵タンクの製造及び販売

注：出資比率の（ ）内は、当社の子会社が所有する出資比率を内数で示しております。

(4) 対処すべき課題

当社は、社是である「わが社は 常にすすんで よりよきものを造り 社会のために奉仕する」の精神に基づき、先進的なエネルギー・物流技術を軸に未来の社会インフラ高度化に貢献することを目指しております。

この方針のもと、「株主」「顧客・取引先」「社員」「地域社会」等全てのステークホルダーの視点に立った経営を行い、グループの持続的成長と企業価値向上を実現してまいります。

・中長期的な会社の経営戦略と対処すべき課題

当社グループは、上記方針の実現に向けて、グループ中期経営計画（2016～2018年度）を昨年5月に策定いたしました。本計画では、期間中に予想されるエネルギー需給の緩和や、ネット通販の拡大等の環境変化等に対処するため、従来の事業領域やビジネスプロセスに囚われない“Challenge & Change”のスローガンの下、以下の4つを経営方針として設定しております。

1. 事業領域の拡大
 2. 更なる高収益体質への転換と競争力の強化
 3. 既存事業の強みを生かした新規事業の立上げ
 4. 適切なリスクテイクを可能とするコーポレート・ガバナンス体制の構築
- なお、主要事業の戦略・対処すべき課題は、以下の通りであります。

① 機械・プラント事業

短・中期的には原油価格の低迷によるプラント設備投資案件の延期・中止や、新興国における経済減退、省エネ技術の進展などによるエネルギー需要の減少などに伴い、受注案件は限定的に推移する見通しであります。一方、長期的には新興国の人口増加や経済成長の伸びに同調し、石油・天然ガス需要が伸張、それに伴う新增設案件の増加が想定されることから、以下の事業戦略により今後の受注力強化と事業領域の拡大に努めてまいります。

1. 東南アジア・中東案件の取り込み
2. 設備企業とのアライアンス戦略
3. 小型タンク市場への参入
4. 業務生産性の向上
5. プロジェクト工程短縮と標準化
6. メンテナンス事業の拡大

② 物流システム事業

スマートフォンの普及等によるネット通販市場の拡大、訪日外国人の増加による空港設備需要拡大や、アジア新興国の経済発展による物流市場拡大などにより、物流システム需要は今後も増加が見込まれ、その中で配送時間短縮など更なる効率化や、国内における労働人口減少の影響で省力化・省人化技術への期待が益々高まっております。

こうした事業環境下、以下の事業施策によりハイレベルな顧客ニーズに対応した製品・サービスを提供しながら、更なる高収益体質の構築に挑戦してまいります。

1. 優位性の高いシステムの拡販
2. 冷凍・冷蔵等分野への強化
3. アライアンスによる事業領域の拡大
4. 営業～メンテナンスまでのバリューチェーン強化
5. メンテナンス事業の強化
6. 次期戦略製品の開発

③ 新製品・サービスの開発／既存事業の強みを生かした新事業の立上げ

機械・プラント事業においては、低炭素社会への要請に応えるため、CO₂を一切排出せず環境負荷低減に大きな役割を果たすと考えられている水素エネルギーの貯蔵に向けて、大型液体水素タンクの開発を進めてまいります。

物流システム事業では、小売事業の業態変化やIoTの進展、労働人口減少問題に対応するため、IoTやロボットなどを取り込んだ次世代物流システムを構築してまいります。

また、エネルギー産業との親和性、これまで培ってきた豊富な販売チャネルを活用し、電力関連ビジネスへの参入を検討してまいります。

④ 全社的重点施策

“Challenge & Change”の企業風土を醸成し、持続的な成長・発展を目指すため、適切なリスクテイクを可能とするコーポレート・ガバナンス体制の構築に向けて、次の施策を遂行してまいります。

1. ガバナンス・ガイドラインの実践と取締役会の機能強化
2. タイムリーな情報発信と企業イメージ・認知度の向上
3. 決算説明会開催等、株主との対話の強化
4. ESG（環境・社会・企業統治）への取組み強化
5. 中長期経営課題と事業環境を踏まえたグループ最適編成の検討
6. 資本効率と経営安定性の両立を目指した資金調達最適化
7. “Challenge & Change”の企業風土の醸成
8. 次世代経営人材の育成・強化
9. 女性の職場における活躍の推進

なお、当中期経営計画期間最終年度にあたる2018年度、及び本計画の延長線上にある2020年度の連結業績目標の詳細は、以下の通りであります。

(単位：百万円)

連結業績目標	2016年度	2018年度	2020年度
	平成29年3月期	平成31年3月期	平成33年3月期
	実績	目標	目標
売上高	41,932	48,200	55,000
機械・プラント事業	13,852	20,800	23,000
物流システム事業	21,711	20,000	22,000
その他・調整額ネット	6,368	7,400	10,000
営業利益	3,080	3,100	3,500
機械・プラント事業	633	1,000	1,150
物流システム事業	1,981	1,600	1,800
その他・調整額ネット	466	500	550
海外売上比率	12.6%	15.0%	25.0%
ROE	10.7%	7.2%	8.0%
配当性向	32.1%	30%以上	—
総還元性向	105.4%	100%以上	—
新事業売上比率	—	—	4.7%

(5) 主要な事業内容（平成29年3月31日現在）

① 機械・プラント事業

LNG、LPG、原油、その他の気体・液体用の貯蔵タンクの設計・製作・施工や、これら各種タンクのメンテナンス業務等を行い、電力、ガス、石油及び石油化学等の各社へ納入しております。

② 物流システム事業

ITを融合させた仕分け、ピッキング及び搬送システムを中心とした物流システムを開発・設計・製作や、これら各種システムのメンテナンス業務等を行い、流通業、運輸業、製造業、空港、郵政等の各社へ納入しております。

(6) 主要な営業所及び工場（平成29年3月31日現在）

会社名	区分	所在地
トヨーカネット(株)	本社	東京都江東区
	千葉事業所	千葉県木更津市
トヨーカネットソリューションズ(株)	本社	東京都江東区
	和歌山工場	和歌山県有田市
トヨーカネットインドネシア社	バタム工場	インドネシア国

(7) 使用人の状況（平成29年3月31日現在）

セグメントの名称	使用人数	前連結会計年度末比増減
機械・プラント事業	401名（287名）	22名減（8名増）
物流システム事業	321名（25名）	21名増（14名減）
報告セグメント計	722名（312名）	1名減（6名減）
その他	131名（24名）	12名増（17名減）
全社（共通）	46名（6名）	4名増（－）
合計	899名（342名）	15名増（23名減）

注：1. 使用人数は就業人員であり、臨時雇用者数（パートタイマー、人材会社からの派遣社員及び季節工を含む。）は（ ）内に当連結会計年度の平均人員を外数で記載しております。

2. 全社（共通）として記載されている使用人数は、特定のセグメントに区分できない管理部門に所属しております。

(8) 主要な借入先の状況（平成29年3月31日現在）

借入先	借入額
株式会社りそな銀行	1,460 百万円
株式会社みずほ銀行	929
三菱UFJ信託銀行株式会社	850
日本生命保険相互会社	100
株式会社山梨中央銀行	100

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 会社の現況

(1) 株式の状況（平成29年3月31日現在）

- ① 発行可能株式総数 297,000,000株
- ② 発行済株式の総数 103,030,741株(自己株式7,187,482株を含む)
- ③ 株主数 11,360名
- ④ 大株主（上位10名）

株主名	持株数（千株）	持株比率（%）
株式会社りそな銀行	4,691	4.89
株式会社レオパレス21	4,231	4.41
日本生命保険相互会社 (常任代理人 日本マスタートラスト信託銀行株式会社)	4,144	4.32
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	3,212	3.35
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	2,989	3.11
大栄不動産株式会社	2,125	2.21
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口5)	1,771	1.84
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口1)	1,548	1.61
株式会社みずほ銀行 (常任代理人 資産管理サービス信託銀行株式会社)	1,539	1.60
株式会社神戸製鋼所	1,520	1.58

注：持株比率は自己株式を控除して計算しております。また、自己株式は大株主から除外しております。

⑤ 自己株式の取得及び保有

1. 当事業年度において取得した自己株式

普通株式 7,106,145株 取得価額の総額 2,304,127,471円

上記のうち、

(イ) 定款授權に基づく取締役会決議により取得した自己株式

平成28年11月11日開催の取締役会決議により取得したもの

普通株式 7,091,000株 取得価額の総額 2,299,859,000円

(ロ) 単元未満株式の買取りにより取得した自己株式

普通株式 15,145株 取得価額の総額 4,268,471円

2. 当事業年度において消却した自己株式

普通株式 12,000,000株

3. 当事業年度末において保有する自己株式

普通株式 7,187,482株

(2) 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

(3) 会社役員 の 状況

① 取締役 の 氏 名 等 (平成29年 3月31日現在)

会社における地位	氏 名	担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況
代表取締役社長	柳 川 徹	トーヨーカネツソリユーションズ(株) 代表取締役社長
取 締 役	下 前 功	機械・プラント事業部長
取 締 役	武 田 正 之	機械・プラント事業部副事業部長
取 締 役	兒 玉 啓 介	管理本部長
取 締 役 (常勤監査等委員)	阿 部 和 人	
取 締 役 (監 査 等 委 員)	樋 渡 利 秋	弁護士、TMI総合法律事務所顧問弁護士、(公財)アジア刑政財団副理事長、本田技研工業(株)社外監査役、野村證券(株)社外取締役、(株)鹿児島銀行社外監査役
取 締 役 (監 査 等 委 員)	永 井 庸 夫	
取 締 役 (監 査 等 委 員)	中 村 重 治	(株)エフテック社外監査役、リケンテクノス(株)社外取締役(監査等委員)

注：1. 取締役(監査等委員)樋渡利秋氏、永井庸夫氏及び中村重治氏は、社外取締役であります。

2. 当社では、重要な社内会議への出席及び取締役等からの情報収集並びに内部監査部門との十分な連携を図ることにより、監査等委員会の監査・監督機能を強化するため、常勤の取締役(監査等委員)を置くこととし、阿部和人氏を選定しております。
3. 取締役(常勤監査等委員)阿部和人氏は、長年にわたり当社の経理部門に在籍しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
4. 取締役(監査等委員)樋渡利秋氏、永井庸夫氏及び中村重治氏は、東京証券取引所に独立役員として届け出ております。
5. 当社は、取締役(常勤監査等委員)阿部和人氏、取締役(監査等委員)樋渡利秋氏、永井庸夫氏及び中村重治氏との間で、会社法第423条第1項の賠償責任を法令の定める限度までに限定する契約を締結しております。
6. 取締役相談役水上 健氏、取締役有田貞雄氏及び藤吉昭二氏は、平成28年6月29日開催の第108期定時株主総会終結の時をもって、任期満了により退任致しました。

(ご参考)

平成29年4月1日現在の経営体制は、次の通りであります。

会社における地位	氏 名	担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況
代表取締役社長	柳 川 徹	トーヨーカネツソリユーションズ㈱ 代表取締役社長
取 締 役	下 前 功	機械・プラント事業部長
取 締 役	武 田 正 之	機械・プラント事業部副事業部長兼グローバル 戦略室管掌
取 締 役	兒 玉 啓 介	管理本部長
取 締 役 (常勤監査等委員)	阿 部 和 人	
取 締 役 (監 査 等 委 員)	樋 渡 利 秋	弁護士、TMI総合法律事務所顧問弁護士、(公 財)アジア刑政財団副理事長、本田技研工業㈱社 外監査役、野村證券㈱社外取締役、㈱鹿児島銀 行社外監査役
取 締 役 (監 査 等 委 員)	永 井 庸 夫	
取 締 役 (監 査 等 委 員)	中 村 重 治	㈱エフテック社外監査役、リケンテクノス㈱社 外取締役(監査等委員)

② 取締役を支払った報酬等の総額

区 分	支給人員	支 給 額
取締役(監査等委員を除く。)	7 名	71 百万円
取 締 役 (監 査 等 委 員) (うち 社 外 取 締 役)	4 (3)	37 (22)
合 計	11	108

- 注：1. 当事業年度末現在の取締役（監査等委員であるものを除く。）は4名であります。上記
員数と相違しておりますのは、平成28年6月29日開催の第108期定時株主総会終結の時
をもって、任期満了により退任した取締役3名が含まれているためであります。
2. 取締役（監査等委員であるものを除く。）の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分
給与は含まれておりません。

3. 取締役（監査等委員であるものを除く。）の報酬限度額は、平成27年6月26日開催の第107期定時株主総会決議において月額15百万円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。
4. 取締役（監査等委員）の報酬限度額は、平成27年6月26日開催の第107期定時株主総会決議において月額5百万円以内と決議いただいております。
5. 上記のほか、平成20年6月27日開催の第100期定時株主総会決議に基づき、役員退職慰労金制度廃止に伴う打ち切り支給額として、当事業年度中に退任した取締役2名に対し、21百万円を支給しております。なお、当該金額は、過年度の事業報告において開示した役員退職慰労引当金の繰入額を除いております。

③ 社外役員に関する事項

1. 取締役（監査等委員） 樋渡利秋氏

- (イ) 他の法人等の業務執行者又は社外役員等としての兼職の状況及び当該兼職先と当社との関係

TMI 総合法律事務所の顧問弁護士、(公財)アジア刑政財団の副理事長、本田技研工業(株)の社外監査役、野村證券(株)の社外取締役及び(株)鹿児島銀行の社外監査役を兼任しております。兼職先と当社の間には特別の関係はありません。

- (ロ) 当事業年度における主な活動状況

取締役会へは12回開催中12回出席し、監査等委員会へは13回開催中13回出席し、主に弁護士としての専門的見地から、適宜発言を行っております。

2. 取締役（監査等委員） 永井庸夫氏

- (イ) 他の法人等の業務執行者又は社外役員等としての兼職の状況及び当該兼職先と当社との関係

該当事項はありません。

- (ロ) 当事業年度における主な活動状況

取締役会へは12回開催中12回出席し、監査等委員会へは13回開催中13回出席し、上場会社(異業種)の経営者としての豊富な経験と見識に基づき、適宜発言を行っております。

3. 取締役（監査等委員） 中村重治氏

- (イ) 他の法人等の業務執行者又は社外役員等としての兼職の状況及び当該兼職先と当社との関係

(株)エフテックの社外監査役及びリケンテクノス(株)の社外取締役(監査等委員)を兼任しております。兼職先と当社の間には特別の関係はありません。

- (ロ) 当事業年度における主な活動状況

取締役会へは12回開催中12回出席し、監査等委員会へは13回開催中13回出席し、金融機関の経営者としての豊富な経験と見識に基づき、適宜発言を行っております。

(4) 会計監査人の状況

- ① 名称 仰星監査法人
- ② 報酬等の額

	支払額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	35 百万円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	35 百万円

注：1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、これらの合計額を記載しております。

2. 監査等委員会は、社内関係部署及び会計監査人から当事業年度の監査計画の内容、前事業年度の職務執行状況等について聴取し、報酬見積の算出根拠等に係る必要な検証を実施し検討した結果、会計監査人の報酬等の額につき同意致しました。

- ③ 非監査業務の内容
当社は仰星監査法人に対して、英文財務諸表に関する助言・指導業務についての対価を支払っております。
- ④ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針
当社では、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められるときは、監査等委員全員の同意に基づき、監査等委員会が会計監査人を解任致します。
また、上記のほか、監査業務に重大な支障を来す事態が生じた場合等、その必要があると判断した場合には、監査等委員会は株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定致します。
- ⑤ 当社の子会社であるトーヨーカネツインドネシア社及びトーヨーカネツマレーシア社は、当社の会計監査人以外の監査法人の監査を受けております。

(5) 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況の概要

【内部統制システム構築の基本方針】

当社取締役会において決議した、業務の適正を確保するための体制（内部統制システム）に関する基本方針は、以下の通りであります。

- ① 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 1. コンプライアンス委員会を設置し、コンプライアンスに関連する組織体制、規程、規則等を協議するとともに、重大なコンプライアンス事案の調査及び再発防止策の審議機関とする。
 2. 取締役（監査等委員であるものを除く。）の中からコンプライアンス統括責任者を任命するとともに、コンプライアンス所管部門を定め、コンプライアンスの推進に向け、コンプライアンス活動計画の立案及び運用を行う。
 3. コンプライアンス統括責任者の指揮のもとコンプライアンス所管部門は、
 - (イ) グループ会社を含む取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することはもとより、企業倫理を遵守し、かつ社会的責任を果たすため、グループ企業行動憲章をはじめとしたコンプライアンス諸規程を定め、グループの取締役及び使用人に周知徹底を図る。
 - (ロ) コンプライアンスに関する研修、マニュアルの作成・配付等を行い、取締役及び使用人に対し、コンプライアンスの知識を高め、コンプライアンスを尊重する意識の醸成を図る。
 4. 内部通報（ヘルプライン）の窓口を社内及び社外（顧問弁護士）に設置し、法令あるいは企業倫理上疑義のある行為等につきグループの取締役及び使用人の直接情報提供の手段を設ける。
- ② 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 1. 当社及びグループ（全社）のリスク管理を担当する部署を定めるとともに、担当取締役（リスク管理統括責任者）を置く。同部署は、リスク管理規程に基づき、リスク管理体制の構築、維持、改善を行う。
 2. 全社リスク管理部署及びリスク管理統括責任者は、全社のリスク管理の状況を定期的に取り纏め、取締役会に報告する。
 3. 危機対応マニュアルを作成し、有事への全社的な対応体制を構築する。
- ③ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 1. 定例の取締役会を原則毎月1回開催し、重要事項の意思決定並びに業務執行の監督を行う。
 2. 業務の有効性と効率性を図る観点から、当社及び当社グループ経営に関わる重要事項については、「経営会議」の審議及び協議を経て、「取締役会」において意思決定を行う。
- ④ 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
重要な意思決定及び報告に関しては、文書（電磁的記録を含む。）の作成、保存及び廃棄に関する重要書類取扱規程に基づき、適切に保存及び管理を行う。

- ⑤ 当社グループにおける業務の適正を確保するための体制
 - 1. グループ運営・管理規程を定め、グループ会社の状況に応じた支援・指導・管理を行うとともに、親会社の事前承認が必要な事項及び報告事項を明確化し、グループ運営の円滑化並びに適正化を図る。
 - 2. グループ会社は、その事業、規模等を踏まえ、当社のコンプライアンス諸規程等を準用し、コンプライアンス体制の構築を行う。
 - 3. リスク管理部署は、グループ全体のリスクの評価及び管理の体制を適切に構築し、運用する。
- ⑥ 監査等委員会の職務を補助すべき使用人とその独立性に関する事項並びに当該使用人に対する指示の実効性を確保するための体制
 - 1. 監査等委員会の職務を補助すべき使用人（監査等委員会補助スタッフ、兼務を含む。）を置くこととし、その人事（異動・評価等）については、あらかじめ監査等委員会の承認を得るものとする。
 - 2. 監査等委員会より監査業務に必要な命令を受けた監査等委員会の補助スタッフは、その命令に関して、取締役（監査等委員であるものを除く。）他業務執行ラインの指揮・命令を受けない。
 - 3. 監査等委員会の補助スタッフが他部門の使用人を兼務する場合は、監査等委員会に係る業務を優先して従事するものとする。
- ⑦ 監査等委員会への報告体制他、監査等委員会の監査の実効性を確保するための体制
 - 1. 取締役（監査等委員であるものを除く。）及び使用人（グループ会社を含む。）は、会社に重大な損失を与える事項が発生し、または発生する恐れがあるとき、取締役及び使用人による違法または不正な行為を発見したとき、その他監査等委員会が報告すべきものと定めた事項が生じたときは、直ちに監査等委員会に報告する。
 - 2. 通報者に不利益が及ばない内部通報窓口への通報状況とその処理の状況を定期的に監査等委員会に報告する。
 - 3. 常勤監査等委員は、重要な意思決定の過程及び業務の執行状況を把握するため、取締役会、経営会議及び事業会議等に出席するとともに、業務執行に関する重要な文書を閲覧し、必要に応じて取締役（監査等委員であるものを除く。）または使用人にその説明を求めることとする。
 - 4. 監査等委員会は、会計監査人及び代表取締役との定期的な意見交換会を開催し、また内部監査部門への指示による監査の実施や、運用状況のモニタリングにより効果的な監査業務の遂行を図る。
 - 5. 監査等委員会に対して、外部の専門家（弁護士、公認会計士等）に直接相談できる機会を保障する。
 - 6. 監査等委員会が職務の執行において生ずる費用の前払いまたは償還等の請求をしたときは、監査等委員会の職務の執行に必要なないと認められた場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理する。

- ⑧ 財務報告の信頼性を確保するための体制
当社及びグループ会社は、財務報告の信頼性を確保するため、金融商品取引法その他の関係法令等に基づき有効かつ適切な内部統制の整備及び運用する体制を構築するとともに、その体制について適正に機能することを継続的に評価し、必要な是正措置を行うこととする。
- ⑨ 反社会的勢力排除のための体制
 1. 当社グループは、グループ企業行動憲章及び倫理規程を定め、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体とは一切関係を持たないことを企業行動の基本として徹底する。
 2. 平素より警察等の関係行政機関及び団体からの情報収集に努め、事案発生時には、これら機関・団体及び顧問弁護士等と緊密に連携して、速やかに対処する体制を整備する。

【当該体制の運用状況の概要】

当社では、前記「内部統制システム構築の基本方針」に基づき、体制の整備と適切な運用に努めております。当事業年度における当該体制の運用状況の概要は、以下の通りであります。

- ① 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 1. 当社は、グループ企業行動憲章他のコンプライアンス諸規程を定め、社内情報システム上に掲示し、周知するとともに、コンプライアンスに関する自己点検を定期的実施することにより、グループの使用人に対し法令遵守を徹底しております。
 2. コンプライアンス活動実績や計画を含む体制全般については、コンプライアンス委員会においてレビューするとともに、経営会議の承認を経て取締役に報告しております。
 3. グループの取締役・執行役員向けコンプライアンス研修の実施や、経営幹部、中堅社員、新入社員等の階層別研修時にコンプライアンス研修を組み入れることにより、コンプライアンスに関する知識と意識を高めております。
 4. 内部通報（ヘルプライン）の窓口を社内及び社外（顧問弁護士）に設置し、社内報・社内メール等により利用促進を図っております。
- ② 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 1. リスク管理規程に基づき、リスク管理統括責任者及び担当部門を中心にリスク管理体制の構築、維持、改善を行っております。
 2. リスク管理担当部門は、重要リスクや不正リスクの評価結果を含め、リスク管理活動実績を経営会議に定期的に報告しております。
 3. 危機対応マニュアルを定め、有事への全社的な対応体制を構築しております。なお、当事業年度においては、これに該当する事案は発生しておりません。
- ③ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 1. 取締役会を原則月1回開催し、重要事項の意思決定並びに業務執行の監督を行っております。

2. 経営会議を原則月1回開催し、当社及び当社グループ経営に関わる重要事項について協議しております。
- ④ 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
重要書類取扱規程に基づき、重要書類の保存期限を明確化し、情報の保存・管理を適切に行っております。
- ⑤ 当社グループにおける業務の適正を確保するための体制
 1. グループ運営・管理規程に基づき、グループ会社の状況に応じた支援・指導・管理を行うとともに、親会社の事前承認が必要な事項及び報告事項を明確化し、運用しております。
 2. 当社のコンプライアンス諸規程等をグループ各社に適用し、グループのコンプライアンス体制を構築しております。
 3. 当社のリスク管理担当部門は、グループ全体のリスクの評価及び管理の体制を構築し、運用しております。
- ⑥ 監査等委員会の職務を補助すべき使用人とその独立性に関する事項並びに当該使用人に対する指示の実効性を確保するための体制
 1. 監査等委員会の職務を補助すべき使用人（監査等委員会の補助スタッフ、兼務を含む。）を4名配置し、その人事（異動・評価等）については、あらかじめ監査等委員会の承認を得ております。
 2. 監査等委員会より監査業務に必要な命令を受けた監査等委員会の補助スタッフは、その命令に関して業務執行ラインの指揮・命令を受けることなく、独立的な立場で補助業務を遂行しております。
 3. 監査等委員会の補助スタッフ（兼務者）は、監査等委員会の監査計画等に従い、補助業務を他の業務に優先して遂行しております。
- ⑦ 監査等委員会への報告体制他、監査等委員会の監査の実効性を確保するための体制
 1. 取締役（監査等委員であるものを除く。）及び使用人（グループ会社を含む。）が監査等委員会に報告すべき事項を定め、これを運用しております。
 2. 内部通報（ヘルプライン）窓口への通報の内容については、その都度、監査等委員会に報告するとともに、年度報告を毎年3月に実施しております。
 3. 常勤監査等委員は、取締役会、経営会議等に出席するとともに、重要な文書の閲覧や子会社取締役等へのヒアリングにより決算及び業務執行状況に関する情報を収集しております。
 4. 監査等委員会は、会計監査人とは四半期ごとに、また、代表取締役とは年2回、ミーティングを開催し、監査の状況や会社の経営状況などを把握し、監査の有効性を確保しております。
 5. 監査等委員会に対して、外部の専門家（弁護士、公認会計士等）に直接相談できる機会を保障しております。
 6. 監査等委員会が職務の執行において必要な費用については、速やかに当該費用等を処理しております。

- ⑧ 財務報告の信頼性を確保するための体制
金融商品取引法その他の関係法令等に基づき有効かつ適切な内部統制を整備・運用し、評価する体制を構築しており、その結果、財務報告に係る内部統制が有効であるとの内部統制報告書を当局に提出しております。
- ⑨ 反社会的勢力排除のための体制
 1. 重要な契約の締結にあたり、反社会的勢力排除条項を挿入するなど、反社会的勢力との関係断絶を徹底しております。
 2. 平素より警察等の関係行政機関と緊密に連携するとともに、特殊暴力防止対策連合会等関係団体より情報収集を行い、適切な対策を講じております。

(6) 会社の支配に関する基本方針

当社は、特段の方針を定めておりませんが、基本的な考え方は以下の通りであります。

当社グループでは、経営の基本方針に従い、主力事業の強化等を踏まえた業績向上を通じてグループ企業価値の一層の向上を図ることが最優先課題であると考えております。

現段階においては、いわゆる「買収防衛策」をあらかじめ定めるものではありませんが、当社と致しましては、株主・投資家から負託された当然の責務として、当社の株式取引や異動の状況を常に注視し、当社株式を大量に取得しようとする者が現れた場合には、直ちに社外の専門家を含めて当該買付者の買収提案等を評価し、当社の企業価値や株主共同の利益を毀損すると判断されるときは、具体的な対抗措置の要否及び内容等を速やかに決定し、実行する体制を整えております。

(7) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主の皆様に対する利益還元を経営の重要課題の一つとして位置付けており、財務の健全性と株主の皆様への利益還元とのバランスを最適化することを基本とした株主還元方針を策定しております。

平成28年11月11日開催の取締役会において、当面の業績見通しや財務状況を踏まえ、企業価値向上に向けた積極投資を行い、かつ、持続的成長・発展を実現するため、利益の配分及び資本効率を総合的に勘案した資本政策の基本方針を策定致しました。

これに伴い、株主の皆様への利益還元を更に充実させる観点から、以下の通り株主還元方針を改定しております。

株主還元方針の内容

- ・連結配当性向 : 30%以上と設定致します。(ただし、1株あたり年間10円配当を下限とする。)
- ・連結総還元性向 : 100%以上と設定し、自己株式取得を機動的に実施致します。(ただし、大規模な資金需要が発生した場合にはこの限りではない。)
- ・本方針の適用期間 : 平成29年3月期から平成31年3月期までの3期とし、当該期間の終了時点で見直すことと致します。

当期の配当につきましては、資本政策の基本方針及び株主還元方針に基づくとともに、創立75周年にあたり株主の皆様からのこれまでのご支援に感謝の意を表し、記念配当を加えまして、12円(普通配当10円、創立75周年記念配当2円(連結配当性向32.1%))とさせて頂く予定であります。

なお、自己株式につきましては、平成28年11月11日開催の取締役会の決議に基づき、当期中に金額約23億円、株数7,091千株の取得を行いました。また、平成28年5月12日開催の取締役会の決議に基づき、平成28年5月25日付で株数12,000千株(消却前の発行済株式総数(自己株式を含む)に対する割合10.4%)の消却を行いました。

連結貸借対照表

(平成29年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
[資 産 の 部]		[負 債 の 部]	
流 動 資 産	28,479	流 動 負 債	13,104
現金及び預金	6,811	支払手形及び買掛金	2,347
受取手形及び売掛金	12,824	短期借入金	2,397
リース投資資産	1,526	1年内返済予定の長期借入金	60
有価証券	100	未払費用	4,324
商品及び製品	54	未払法人税等	647
仕掛品	4,140	前賞与受引当金	1,173
原材料及び貯蔵品	1,649	受注損失引当金	258
繰延税金資産	582	受注損失引当金	674
その他	872	完成工事補償引当金	512
貸倒引当金	△83	その他	709
固 定 資 産	24,748	固 定 負 債	4,642
(有形固定資産)	16,084	長期借入金	1,095
建物及び構築物	3,578	繰延税金負債	1,692
機械装置及び運搬具	1,132	再評価に係る繰延税金負債	1,121
工具、器具及び備品	288	退職給付に係る負債	364
土地	10,965	資産除去債務	332
建設仮勘定	119	その他	37
その他	0	負 債 合 計	17,747
(無形固定資産)	418		
(投資その他の資産)	8,245	[純 資 産 の 部]	
投資有価証券	7,325	株 主 資 本	33,978
繰延税金資産	41	資本剰余金	18,580
退職給付に係る資産	358	資本剰余金	1,273
その他	788	利益剰余金	16,447
貸倒引当金	△267	自己株式	△2,323
資 産 合 計	53,228	その他の包括利益累計額	1,503
		その他有価証券評価差額金	1,992
		繰延ヘッジ損益	△14
		土地再評価差額金	163
		為替換算調整勘定	△652
		退職給付に係る調整累計額	14
		純 資 産 合 計	35,481
資 産 合 計	53,228	負債及び純資産合計	53,228

連結損益計算書

（平成28年4月1日から
平成29年3月31日まで）

（単位：百万円）

科	目	金 額	
売	上		41,932
売	上		33,660
売	上		8,272
販	費 及 び 一 般 管 理 費		5,191
営	業 外 収 入		3,080
受	取 利 息	20	
受	取 配 当 金	248	
匿	名 組 合 投 資 利 益 入	60	
雑	収 入	136	466
営	業 外 費 用		
支	払 利 息	20	
為	替 差 損	69	
雑	損 失	15	105
経	常 利 益		3,441
特	別 利 益		
固	定 資 産 売 却 益	2,315	
そ	の	3	2,319
特	別 損 失		
固	定 資 産 売 却 損	179	
固	定 資 産 除 却 損	401	
本	社 移 転 費 用	226	
そ	の	2	809
税	金 等 調 整 前 当 期 純 利 益		4,951
法	人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	818	
法	人 税 等 調 整 額	386	1,205
当	期 純 利 益		3,746
親	会 社 株 主 に 帰 属 する 当 期 純 利 益		3,746

連結株主資本等変動計算書

（平成28年4月1日から
平成29年3月31日まで）

（単位：百万円）

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自 己 株 式	株主資本合計
平成28年4月1日 残高	18,580	1,273	15,170	△2,887	32,136
連結会計年度中の変動額					
剰 余 金 の 配 当			△514		△514
親会社株主に帰属する 当期純利益			3,746		3,746
土地再評価差額金の取崩			914		914
自己株式の取得				△2,304	△2,304
自己株式の消却			△2,868	2,868	－
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額(純額)					
連結会計年度中の変動額合計	－	－	1,277	563	1,841
平成29年3月31日 残高	18,580	1,273	16,447	△2,323	33,978

	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額						純 資 産 計
	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	土 地 再 評 価 差 額 金	為 替 換 算 定 額 調 整	退 職 給 付 に 係 属 する 累 計 額	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 合 計	
平成28年4月1日 残高	1,788	－	1,077	△639	12	2,239	34,376
連結会計年度中の変動額							
剰 余 金 の 配 当							△514
親会社株主に帰属する 当期純利益							3,746
土地再評価差額金の取崩							914
自己株式の取得							△2,304
自己株式の消却							－
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額(純額)	203	△14	△914	△13	2	△736	△736
連結会計年度中の変動額合計	203	△14	△914	△13	2	△736	1,104
平成29年3月31日 残高	1,992	△14	163	△652	14	1,503	35,481

連結注記表

1. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記

(1) 連結の範囲に関する事項

連結子会社の状況

- | | |
|------------|---|
| 1. 連結子会社の数 | 8社 |
| 2. 会社の名称 | トヨーカネツソリューションズ㈱
トヨーコーケン㈱
トヨーカネツビルテック㈱
㈱トヨーサービスシステム
トヨーカネツインドネシア社
ティーケーケーユーエスエー社
トヨーカネツシンガポール社
トヨーカネツマレーシア社 |

(2) 持分法の適用に関する事項

該当事項はありません。

(3) 会計方針に関する事項

① 重要な資産の評価基準及び評価方法

1. 有価証券

満期保有目的の債券

償却原価法（定額法）

その他有価証券

・時価のあるもの

連結決算日の市場価格等に基づく時価法

（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

・時価のないもの

移動平均法による原価法

2. デリバティブ

時価法

3. たな卸資産

- ・ 製品
主に先入先出法による原価法
(貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)
- ・ 仕掛品
主に個別法による原価法
(貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)
- ・ 原材料
主に総平均法による原価法
(貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)

② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

1. 有形固定資産

当社及び国内連結子会社は定率法、在外連結子会社は所在地国の会計基準の規定に基づく定額法によっております。ただし、当社及び国内連結子会社については、平成10年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備を除く)並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法を採用しております。なお、主な耐用年数は次の通りであります。

建物及び構築物 2～57年 機械装置 2～13年

2. 無形固定資産

定額法によっております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法を採用しております。

③ 重要な引当金の計上基準

1. 貸倒引当金

売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

2. 賞与引当金

従業員の賞与支給のため、翌連結会計年度の支給見込額のうち、当連結会計年度に帰属する部分の金額を計上しております。

3. 受注損失引当金

受注工事の損失に備えるため、手持ち受注工事のうち当連結会計年度末において損失額を合理的に見積もることができる工事については、将来発生が見込まれる損失額を引当計上しております。

4. 完成工事補償引当金 完成工事の瑕疵担保及びアフターサービスの費用に充てるため、当連結会計年度末において将来発生が見込まれる金額を個別に検討する他、過去の実績率に基づいて計上しております。
- ④ その他連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項
1. 重要なヘッジ会計の方法
原則として繰延ヘッジ処理によっております。なお、為替予約取引について振当処理の要件を充たしている場合は振当処理を、金利スワップについて特例処理の要件を充たしている場合には特例処理を採用しております。
 2. のれんの償却方法及び期間
のれんの償却については、5年間の均等償却を行っております。
 3. 退職給付に係る資産及び退職給付に係る負債の計上基準
退職給付に係る負債は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における見込額に基づき、退職給付債務から年金資産を控除した額を計上しております。なお、年金資産の額が退職給付債務の額を超過している場合は、退職給付に係る資産として計上しております。過去勤務費用は、その発生年度に全額費用処理しております。
数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理しております。
未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用については、税効果を調整の上、純資産の部におけるその他の包括利益累計額の退職給付に係る調整累計額に計上しております。なお、退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。
 4. 完成工事高及び完成工事原価の計上基準
当連結会計年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められる工事については工事進行基準（工事の進捗率の見積もりは原価比例法）を、その他の工事については工事完成基準を適用しております。
 5. ファイナンス・リース取引に係る収益の計上基準
リース料受取時に売上高と売上原価を計上する方法によっております。
 6. 消費税等の会計処理
消費税等の会計処理は税抜方式によっております。

2. 会計方針の変更に関する注記

(平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱いの適用)

法人税法の改正に伴い、「平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱い」(実務対応報告第32号 平成28年6月17日)を当連結会計年度に適用し、平成28年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物に係る減価償却方法を定率法から定額法に変更しております。

なお、当連結会計年度の営業利益、経常利益及び税金等調整前当期純利益に与える影響は軽微であります。

(追加情報)

(繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針の適用)

「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第26号 平成28年3月28日)を当連結会計年度から適用しております。

3. 連結貸借対照表に関する注記

(1) 担保に供している資産及び担保に係る債務

① 担保に供している資産

建	物	405百万円		
機	械	装	置	0百万円
工具、器具及び備品	0百万円			
土	地	5,458百万円		
計		5,864百万円		

② 担保に係る債務

短	期	借	入	金	426百万円
長	期	借	入	金	980百万円
計		1,406百万円			

(2) 有形固定資産の減価償却累計額 11,203百万円

(3) 土地の再評価

「土地の再評価に関する法律」（平成10年3月31日公布法律第34号）に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価の方法

「土地の再評価に関する法律施行令」（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第3号に定める固定資産税評価額及び第2条第4号に定める路線価に基づきこれに合理的な調整を行って算出する方法によっております。

再評価を行った年月日

平成14年3月31日

再評価を行った土地の期末における時価と再評価後の帳簿価額との差額

△3,233百万円

4. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 当連結会計年度末の発行済株式の種類及び総数

普通株式

103,030,741株

(2) 配当に関する事項

1. 配当金支払額

平成28年6月29日開催の定時株主総会決議において、次の通り決議しております。

・普通株式の配当に関する事項

配当金の総額	514,747,020円
1株当たり配当額	5円
基準日	平成28年3月31日
効力発生日	平成28年6月30日

2. 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期になるもの
平成29年6月29日開催の定時株主総会において、次の通り付議する予定であります。

・普通株式の配当に関する事項

配当金の総額	1,150,119,108円
1株当たり配当額	12円
基準日	平成29年3月31日
効力発生日	平成29年6月30日

なお、配当原資については、利益剰余金とすることを予定しております。

5. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、事業の円滑な遂行のために必要な資金を銀行借入により調達しております。また、一時的な余資が生じた場合は、安全性の高い金融商品に限定して運用しております。受取手形及び売掛金に係る顧客の信用リスクは、管理表等により滞留状況を定期的に確認する一方、外貨建債権に対する為替変動リスクは、必要に応じて外貨建借入を実行すること等により、ともにリスクの軽減を図っております。

有価証券は高格付けで安全性の高い金融商品による余資の運用であり、また投資有価証券は、主にその他有価証券として保有する株式で、このうち上場株式については四半期ごとに時価の把握を行っております。なお、一部の債券には組込デリバティブと一体処理した複合金融商品が含まれております。

借入金の使途は、運転資金及び大型受注案件の一時的な資金立替等によるものであり、主な長期借入金の金利変動リスクについては、金利スワップによる支払利息の固定化を図っております。デリバティブ取引については、当社が定めたデリバティブ取引取扱規則に基づき、投機的な取引は行わず、実需等に基づき行っております。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

平成29年3月31日（連結決算日）における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額につきましては、次の通りであります。

（単位：百万円）

	連結貸借対照表 計上額	時価	差額
(1) 現金及び預金	6,811	6,811	—
(2) 受取手形及び売掛金	12,824		
貸倒引当金(*)	△30		
	12,794	12,794	—
(3) 有価証券	100	100	—
(4) 投資有価証券	6,402	6,404	1
資産計	26,108	26,110	1
(1) 支払手形及び買掛金	2,347	2,347	—
(2) 短期借入金	2,397	2,397	—
(3) 未払費用	4,324	4,324	—
(4) 長期借入金 （1年以内を含む）	1,155	1,169	14
負債計	10,224	10,238	14
デリバティブ取引			
(1) ヘッジ会計が適用されて いないもの	—	—	—
(2) ヘッジ会計が適用されて いるもの	△21	△21	—
デリバティブ取引計	△21	△21	—

(*)受取手形及び売掛金に個別に計上している貸倒引当金を控除しております。

注：1. 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

資産

- (1) 現金及び預金、並びに(2)受取手形及び売掛金
主に短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。
- (3) 有価証券
満期日までの期間が短期であり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。
- (4) 投資有価証券
取引所の価格又は取引先金融機関から提示された価格等によっております。

負債

- (1) 支払手形及び買掛金、(2)短期借入金、並びに(3)未払費用
これらは短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(4) 長期借入金(1年以内を含む)

時価については、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割引いて算定する方法によっております。変動金利による長期借入金は金利スワップの特例処理の対象とされており、当該金利スワップと一体として処理された元利金の合計額を、同様の借入を行った場合に適用される合理的に見積もられる利率で割引いて算定する方法によっております。

デリバティブ取引

(1) ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

該当事項はありません。

(2) ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引

為替予約についてはヘッジ会計が適用されており、その時価は税効果を加味した上で繰延ヘッジ損益に計上されています。

また、金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている長期借入金と一体として処理されているため、その時価は、「負債(4)長期借入金(1年以内を含む)」の時価に含めて記載しております。

2. 非上場株式(連結貸借対照表計上額922百万円)は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積もること等ができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「資産(4)投資有価証券」には含めておりません。

6. 賃貸等不動産に関する注記

(1) 賃貸等不動産の状況に関する事項

当社及び一部の子会社では、首都圏その他の地域において、事業所等のスペースの一部や、賃貸用住宅等を対象とした土地や建物の賃貸を行っております。

(2) 賃貸等不動産の時価に関する事項

(単位：百万円)

連結貸借対照表計上額	当連結会計年度末の時価
5,049	3,398

注1: 連結貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額及び減損損失累計額を控除した金額であります。

2. 当連結会計年度末の時価は、金額に重要性のある物件については社外の不動産鑑定士による不動産価格調査報告書に基づく価額、その他の物件については適切に市場価格を反映していると考えられる指標に基づく価額であります。

7. 1株当たり情報に関する注記

- (1) 1株当たり純資産額 370円20銭
(2) 1株当たり当期純利益 37円38銭

記載の金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

貸借対照表

(平成29年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
[資 産 の 部]		[負 債 の 部]	
流 動 資 産	14,590	流 動 負 債	5,286
現金及び預金	3,462	支払手形	42
売掛金	2,430	買掛金	144
有価証券	100	短期借入金	1,997
仕掛品	3,692	未払金	39
前払費用	39	未払費用	902
関係会社短期貸付金	4,700	未払法人税等	201
その他	185	前受金	909
貸倒引当金	△20	預り金	93
固 定 資 産	24,115	賞与引当金	88
(有形固定資産)	12,838	受注損失引当金	504
建物	2,794	完成工事補償引当金	354
構築物	85	その他	7
機械及び装置	365	固 定 負 債	4,288
車両運搬具	0	長期借入金	1,080
工具、器具及び備品	153	繰延税金負債	1,573
土地	9,440	再評価に係る繰延税金負債	1,121
(無形固定資産)	252	退職給付引当金	160
借地権	67	資産除去債務	327
ソフトウェア	176	その他	25
その他	8	負 債 合 計	9,574
(投資その他の資産)	11,023	[純 資 産 の 部]	
投資有価証券	6,760	株 主 資 本	27,413
関係会社株式	2,240	資本剰余金	18,580
出資金	371	資本剰余金	1,102
関係会社長期貸付金	1,808	資本準備金	1,102
その他	10	利益剰余金	10,054
貸倒引当金	△167	利益準備金	534
資 産 合 計	38,705	その他利益剰余金	9,519
		固定資産圧縮積立金	2,012
		繰越利益剰余金	7,507
		自己株式	△2,323
		評 価 ・ 換 算 差 額 等	1,717
		その他有価証券評価差額金	1,553
		土地再評価差額金	163
		純 資 産 合 計	29,130
		負 債 及 び 純 資 産 合 計	38,705

損益計算書

（平成28年4月1日から
平成29年3月31日まで）

（単位：百万円）

科 目	金 額	
売上高		12,350
売上原価		10,308
売上総利益		2,041
販売費及び一般管理費		1,831
営業利益		210
営業外収益		
受取利息	53	
受取配当金	239	
貸倒引当金戻入額	107	
雑収入	51	452
営業外費用		
支払利息	32	
為替差損	103	
雑損失	4	139
経常利益		523
特別利益		
固定資産売却益	2,317	
その他	0	2,318
特別損失		
固定資産売却損	179	
固定資産除却損	383	
本社移転費用	220	
その他	0	784
税引前当期純利益		2,057
法人税、住民税及び事業税	234	
法人税等調整額	753	988
当期純利益		1,068

株主資本等変動計算書

（平成28年4月1日から）
（平成29年3月31日まで）

（単位：百万円）

	株 主 資 本								自己株式	株主資本計
	資 本 金	資本剰余金		利 益 剰 余 金				利益剰余金計		
		資本準備金	資本剰余金計	利益準備金	その他利益剰余金	繰越利益剰余金	固定資産圧縮積立金			
平成28年4月1日 残高	18,580	1,102	1,102	483	—	10,971	11,454	△2,887	28,249	
事業年度中の変動額										
固定資産圧縮積立金の積立					2,012	△2,012	—		—	
利益準備金の積立				51		△51	—		—	
剰余金の配当						△514	△514		△514	
当期純利益						1,068	1,068		1,068	
自己株式の取得								△2,304	△2,304	
自己株式の消却							△2,868	2,868	—	
土地再評価差額金の取崩						914	914		914	
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額（純額）										
事業年度中の変動額合計	—	—	—	51	2,012	△3,464	△1,400	563	△836	
平成29年3月31日 残高	18,580	1,102	1,102	534	2,012	7,507	10,054	△2,323	27,413	

	評価・換算差額等			純資産合計
	その他有価証券評価差額金	土地再評価金	評価・換算差額等合計	
平成28年4月1日 残高	1,346	1,077	2,424	30,674
事業年度中の変動額				
固定資産圧縮積立金の積立				—
利益準備金の積立				—
剰余金の配当				△514
当期純利益				1,068
自己株式の取得				△2,304
自己株式の消却				—
土地再評価差額金の取崩				—
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額（純額）	206	△914	△707	206
事業年度中の変動額合計	206	△914	△707	△1,543
平成29年3月31日 残高	1,553	163	1,717	29,130

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券

1. 満期保有目的の債券

償却原価法（定額法）

2. 子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法

3. その他有価証券

・時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法

（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

・時価のないもの

移動平均法による原価法

② デリバティブ

時価法

③ たな卸資産

・仕掛品

個別法による原価法

（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産

定率法によっております。

ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法を採用しております。なお、主な耐用年数は次の通りであります。

建物 2～57年 機械及び装置 2～13年

② 無形固定資産

定額法によっております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

(3) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金

売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金

従業員の賞与支給のため、翌事業年度の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する部分の金額を計上しております。

③ 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。過去勤務費用は、発生年度に全額費用処理しております。数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌事業年度か

- ら費用処理しております。
- ④ 受注損失引当金 受注工事の損失に備えるため、手持ち受注工事のうち当事業年度末において損失額を合理的に見積もることができる工事については、将来発生が見込まれる損失額を引当計上しております。
- ⑤ 完成工事補償引当金 完成工事の瑕疵担保及びアフターサービスの費用に充てるため、当事業年度末において将来発生が見込まれる金額を個別に検討する他、過去の実績率に基づいて計上しております。
- (4) 収益及び費用の計上基準
完成工事高及び完成工事原価の計上基準
当事業年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められる工事については工事進行基準（工事の進捗率の見積もりは原価比例法）を、その他の工事については工事完成基準を適用しております。
- (5) その他計算書類作成のための基本となる重要な事項
- ① 重要なヘッジ会計の方法 原則として繰延ヘッジ処理によっております。なお、為替予約取引について振当処理の要件を充たしている場合は振当処理を、金利スワップについて特例処理の要件を充たしている場合には特例処理を採用しております。
- ② 退職給付に係る会計処理 退職給付に係る未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用の会計処理方法は、連結計算書類におけるこれらの会計処理の方法と異なっております。
- ③ 消費税等の会計処理 消費税等の会計処理は税抜方式によっております。

2. 会計方針の変更に関する注記

(平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱いの適用)

法人税法の改正に伴い、「平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱い」（実務対応報告第32号 平成28年6月17日）を当事業年度に適用し、平成28年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物に係る減価償却方法を定率法から定額法に変更しております。

なお、当事業年度の営業利益、経常利益及び税引前当期純利益に与える影響は軽微であります。

(追加情報)

(繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針の適用)

「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第26号 平成28年3月28日）を当事業年度から適用しております。

3. 貸借対照表に関する注記

(1) 担保に供している資産及び担保に係る債務

① 担保に供している資産

建	物	405百万円
機	械 及 び 装	0百万円
工	具、器具及び備品	0百万円
土	地	5,458百万円
計		5,864百万円

② 担保に係る債務

短	期 借 入 金	426百万円
長	期 借 入 金	980百万円
計		1,406百万円

(2) 有形固定資産の減価償却累計額 7,794百万円

(3) 偶発債務

下記の会社の銀行与信に対し、債務保証を行っております。

トーヨーカネツマレーシア社 970百万円

(4) 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務

①	短期金銭債権	5,464百万円
②	長期金銭債権	1,808百万円
③	短期金銭債務	5百万円

(5) 土地の再評価

「土地の再評価に関する法律」（平成10年3月31日公布法律第34号）に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価の方法

「土地の再評価に関する法律施行令」（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第3号に定める固定資産税評価額及び第2条第4号に定める路線価に基づきこれに合理的な調整を行って算出する方法によっております。

再評価を行った年月日 平成14年3月31日

再評価を行った土地の期末における時価と再評価後の帳簿価額との差額

△3,233百万円

4. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

営業取引	売上高	1,560百万円
	仕入高	414百万円
営業取引以外の取引高		102百万円

5. 株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度末における自己株式の種類及び株式数
普通株式

7,187,482株

6. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

(繰延税金資産)

未払事業税	18百万円
退職給付引当金	49百万円
賞与引当金	27百万円
貸倒引当金	57百万円
受注損失引当金	154百万円
投資有価証券評価損	164百万円
出資金評価損	39百万円
減損損失	20百万円
資産除去債務	100百万円
その他の	157百万円
小計	789百万円
評価性引当額	△789百万円
繰延税金資産合計	—
(繰延税金負債)	
土地再評価差額金	1,121百万円
その他の有価証券評価差額金	685百万円
固定資産圧縮積立金	888百万円
繰延税金負債合計	2,694百万円

7. リースにより使用する固定資産に関する注記

貸借対照表に計上した固定資産のほか、事務機器、製造設備等の一部については、所有権移転外ファイナンス・リース契約により使用しております。

8. 関連当事者との取引に関する注記

子会社

種類	会社等の名称	議決権等の所有 (被所有) 割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
子会社	トーヨーカネツ ソリューションズ ㈱	(所有) 直接 100.0%	資金の援助 役員の兼任	資金の貸付(注1) 利息の受取(注1)	1,457 16	関係会社短期貸付金 —	3,915 —
子会社	トーヨーカネツ ビルテック㈱	(所有) 直接 100.0%	工事の発注	本社建物の 改修工事(注2)	421	建物 構築物	405 7
子会社	㈱トーヨーサー ビスシステム	(所有) 直接 100.0%	資金の援助	資金の回収(注1) 利息の受取(注1)	133 18	関係会社短期貸付金 関係会社長期貸付金	580 1,415
子会社	トーヨーカネツ インドネシア社	(所有) 直接 95.0% 間接 5.0%	資金の援助	資金の貸付(注1) 利息の受取(注1)	— 7	関係会社長期貸付金 —	392 —
子会社	トーヨーカネツ マレーシア社	(所有) 直接 100.0%	工事の請負 債務保証	工事の請負 債務保証(注3)	— 970	売掛金 —	693 —

注：1. 各社への資金の貸付については、市場金利を勘案して利率を合理的に決定しております。

2. 提示された見積りを他社より入手した見積りと比較のうえ、交渉により決定しております。

3. 銀行与信について、債務保証を行ったものであります。なお、保証料は受領しておりません。

9. 1株当たり情報に関する注記

- | | |
|----------------|---------|
| (1) 1株当たり純資産額 | 303円94銭 |
| (2) 1株当たり当期純利益 | 10円66銭 |

記載の金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成29年5月10日

トーヨーカネツ株式会社
取締役会 御中

仰 星 監 査 法 人

代 表 社 員 公 認 会 計 士 中 川 隆 之 ㊤
業 務 執 行 社 員

代 表 社 員 公 認 会 計 士 野 口 哲 生 ㊤
業 務 執 行 社 員

業 務 執 行 社 員 公 認 会 計 士 小 川 聡 ㊤

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、トーヨーカネツ株式会社の平成28年4月1日から平成29年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、トーヨーカネツ株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成29年5月10日

トーヨーカネツ株式会社
取締役会 御中

仰 星 監 査 法 人

代 表 社 員 公 認 会 計 士 中 川 隆 之 ㊟
業 務 執 行 社 員

代 表 社 員 公 認 会 計 士 野 口 哲 生 ㊟
業 務 執 行 社 員

業 務 執 行 社 員 公 認 会 計 士 小 川 聡 ㊟

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、トーヨーカネツ株式会社の平成28年4月1日から平成29年3月31日までの第109期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査等委員会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、平成28年4月1日から平成29年3月31日までの第109期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ① 監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部監査部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人仰星監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人仰星監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成29年 5月11日

トーヨーカネツ株式会社 監査等委員会

常勤監査等委員 阿 部 和 人 ㊟

監 査 等 委 員 樋 渡 利 秋 ㊟

監 査 等 委 員 永 井 庸 夫 ㊟

監 査 等 委 員 中 村 重 治 ㊟

(注)監査等委員樋渡利秋、永井庸夫及び中村重治は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以 上

株 主 メ モ

事業年度	4月1日～翌年3月31日
配当金受領株主確定日	期末配当金 3月31日 中間配当金 9月30日
定時株主総会	毎年6月
株主名簿管理人・ 特別口座の口座管理機関	三菱UFJ信託銀行株式会社
同 連 絡 先	三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 〒137-8081 東京都江東区東砂七丁目10番11号 TEL 0120-232-711 (通話料無料)
上場証券取引所	東京証券取引所
公告の方法	電子公告により行います。ただし、やむを得ない事由により電子公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載致します。 公告掲載URL http://www.toyokanetsu.co.jp/

(ご注意)

1. 株主様の住所変更、単元未満株式の買取請求その他各種お手続きにつきましては、原則、口座を開設されている口座管理機関（証券会社等）で承ることとなっております。口座を開設されている証券会社等にお問合せください。株主名簿管理人（三菱UFJ信託銀行）ではお取り扱いできませんのでご注意ください。
2. 特別口座に記録された株式に関する各種お手続きにつきましては、三菱UFJ信託銀行が口座管理機関となっておりますので、上記特別口座の口座管理機関（三菱UFJ信託銀行）にお問合せください。なお、三菱UFJ信託銀行全国各支店にてもお取次ぎ致します。
3. 未受領の配当金につきましては、三菱UFJ信託銀行本支店でお支払い致します。